

2.判決の認定

1) クロレラ研究会とサンクロレラ社を同一と認定

- (2)被告は、研究会チラシの作成配布費用だけでなく、クロレラ研究会によるクロレラ等の広報活動に要する費用を全て負担している。
- (3)被告のすべての従業員がクロレラ研究会の会員となっており、クロレラ研究会は、その活動のために独自に人件費というものを支出していないし、団体としての会計管理や税務申告を行っているわけでもない。
- (4)被告は、クロレラ研究会が使用するとされている電話番号の回線契約者であり、その電話料金を全て負担している。
- (5)クロレラ研究会の京都本部は、被告の本社ビル内にあるとされているが、クロレラ研究会から被告に対し、事務所使用料の支払はされていない。
- (6)クロレラ研究会富山支部も、被告の事務所内に設置されている。
- (7)クロレラ研究会のウェブサイトからクロレラ研究会に資料請求をすると、クロレラ研究会が作成したとする多数の資料が送付されてくるほか、被告商品のカタログや注文書が送付されてくる。
- (8)研究会チラシに記載された電話番号に従ってクロレラ研究会に電話で問い合わせると、被告商品の購入を推奨される。
- (9)クロレラ研究会は、被告商品以外の商品のカタログを送付することはない。

つまり、研究会の資金源、研究会の所在地、研究会のスタッフ、チラシにレスポンスした後の商品勧誘などから、クロレラ研究会＝サンクロレラ社と認定している